

# 納税準備預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	納 税 準 備 預 金
販売対象	・法人、個人
期 間	・期間の定めはありません
預 入	
①預入方法	・随時預入です
②預入金額	・1 円以上です
③預入単位	・1 円単位です
払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます
利 息	
①適用金利	・変動金利です ・毎日の店頭表示の利率を適用します
②利払方法	・年 2 回(3 月、9 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます
③計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合は以下の通りとなります <租税納付以外の目的で払戻した場合> ・個人は 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります ・法人(非課税法人を除く)は総合課税となります。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません)
手数料	.....
付加できる特約事項	.....
中途解約時の取扱	.....
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です
その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(1/1)

預-6